

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの
実用化に向けたマッチング支援業務」に係る公募要領

(2024年12月10日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部

【受付期間】

2024年12月10日（火）～2025年1月17日（金）正午アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提案資料のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/pe23ix0xizmg>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式で、1つのzipファイルにまとめてください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で受付期間を過ぎて操作が完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、受付期間終了直前は混雑により手続きに時間がかかる可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

	頁
1. 件名	1
2. 業務概要	1
3. 応募要件	3
4. 提出期限及び提出先	3
5. 秘密の保持	6
6. 説明会の開催	6
7. 委託先の選定	6
8. 留意事項	8
9. 問い合わせ	14
10. NEDO事業に関する業務改善アンケート	14

【関連資料】

別添1. 仕様書 (PDF)

様式1. 提案書 (WORD)

添付資料1. 利害関係の確認について (WORD)

添付資料2. 再委託理由及びその業務内容 (WORD)

添付資料3. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について (WORD)

添付資料4. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応エビデンス
(WORD、EXCEL)

参考資料1. 提案資料作成要領 (PDF)

参考資料2. 契約に係る情報の公表について (PDF)

参考資料3. 秘密情報等の管理に係る特別約款 (PDF)

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた
マッチング支援業務」に係る公募について
(2024年12月10日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、
標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたします。本業務について受託を希望する方は、
本公募要領に従いご応募ください。

本業務は、2024年度~2027年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や
政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されるこ
とがあります。

1. 件名

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた
マッチング支援業務」

2. 業務概要

2-1. 業務の目的・内容

「官民による若手研究者発掘支援事業」は、目的志向型の創造的な基礎又は応用研究¹
を行う若手研究者²を発掘し、実用化に向けた産学連携体制での研究開発の実施を支援す
ることにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、我が国における
新産業の創出に貢献することを目的として実施します。

本業務では、「官民による若手研究者発掘支援事業」におけるマッチングサポートフェ
ーズ(以下「マッチングサポートフェーズ」という。)において研究開発提案を行った大
学等³に所属する若手研究者に対して、企業との共同研究等⁴を形成するためのマッチング
支援を実施します。具体的には、「官民による若手研究者発掘支援事業」を事例とした産

¹ 実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究:創造的な研究開発に基づいた技
術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解
明や試作品の開発、実証試験等を行うもの

² 若手研究者:事業の開始年度の4月1日時点において、博士号の学位を取得、又は大学等
の博士後期課程に在籍している者で、かつ45歳未満の研究者

³ 大学等 : 国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立
大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行
政法人及びこれらに準ずる機関

⁴ 共同研究等:日本国内に登録されている企業(その事業活動に係る主たる技術開発及び
意思決定のための拠点を日本国内に有するもの)と、実用化に向けた取り
組みとして共同研究、受託研究、技術指導、寄付講座、研究インターンシ
ップ、クロスアポイントメント制度の活用、リカレント等を行うもの

学連携マネジメントの在り方の分析・整理・検討、若手研究者と企業とのマッチングに向けた支援、マッチングの場の創出、産学連携が進展する仕組みを構築するための分析・検討・提言、若サポの事業運営支援等を予定しています。

これらの業務に関し、若手研究者とマッチングを目指す企業は、日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）とします。

(1) 実施項目

以下の①～④の業務を行います。詳細は「別添1. 仕様書」をご参照ください。

- ① 産学連携マネジメントの在り方の分析・整理・提言
- ② 企業とのマッチングに向けた研究者支援業務
- ③ 企業とのマッチングの場の創出
- ④ 事業運営支援等

なお、具体的な実施内容及び方法は、仕様書や提案書の内容等を基にNEDOと事業者の間で協議の上で決定します。

(2) 報告書の取りまとめ

本業務で実施した①～④の内容を、報告書（和文）の形に取りまとめてください。

例えば、マッチングイベント等の開催により収集した情報（企業の関心事項・要望等）、若手研究者と企業との共同研究等の形成に向けた検討内容及び進捗、具体的なアクションや様々な工夫に対するマッチングへの具体的な効果・寄与（効果がなかった場合を含む）の整理、産学連携の仕組みづくりに役立つ情報の集約などを成果物として取りまとめてください。なお、報告書については、調査結果のエビデンスを示す参考資料も併せて提出してください。

なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全てNEDOに帰属するものとし、本業務の終了以降も、本事業や後継事業や関連事業において活用することとします。

2-2. 実施期間

NEDOが指定する日から2028年3月31日

2-3. 予算規模

各年度の上限額（現時点の見込み。）を以下の通りです（イベント等に係る費用を含む）。

2024年度：10百万円

2025年度：200百万円

2026年度：200百万円

2027年度：200百万円

当初の契約期間は2026年度末までとし、本業務開始後1年半が経過した時点で本業務の実施状況について、外部有識者による評価を行います。2027年度契約については評価結果を基に契約延長の可否を決定します。

3. 応募要件

応募の対象は、以下のaからfまでの全ての要件を満たすことができる、単独ないし複数(連名)で受託を希望する企業等とします。

- a. 日本国内に登記されている企業であり、日本全国に所在する大学等の運営や技術シーズ等、企業の経営や技術的な企業ニーズ等の情報に精通していること。また、大学等の産学連携部門や研究推進部門、及び企業の産学連携部門等と連携でき、それらの実績を有していること。
- b. 大学等と企業とのマッチング支援の実績及び広く企業にアプローチ可能なネットワークや情報量を有する実施体制を整え、多様な大学等の技術シーズと企業ニーズにも対応する効率的なマッチング手法に関するノウハウを有し、全国規模で実施できること。
- c. 当該業務又は関連業務についての実績を有し、かつ目的・目標の達成及び業務の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- d. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- e. NEDOが業務を推進する上で必要とする措置を、適切かつ迅速に遂行できる体制を有していること。
- f. 複数(連名)で提案する場合、当該応募要件を満たすことのできる体制を構築すること(再委託、外注を含む)。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出資料とともに以下の提出期限までに提出先(Web入力フォーム)にファイルをアップロードする形で提出を完了させてください。なお、それ以外の方法(持参、郵送、FAX又は電子メール等)による提出は一切受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

4-1. 提出期限

公募期間：2024年12月10日(火)～2025年1月17日(金)

提出期限：2025年1月17日(金)正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式SNSをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをSNSで確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。(<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>)

4-2. 提出先 (Web 入力フォーム)

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/pe23ix0xizmg>

4-3. 提出方法

「4-2. 提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑩をご入力いただき、⑪に提出資料をアップロードしてください。アップロードするファイルを提出資料毎に作成し、全て PDF 形式で、1つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。提出された提案書を受理した際には、代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ① 代表法人番号 (13桁)
- ② 代表法人名称
- ③ 代表法人連絡担当者氏名
- ④ 代表法人連絡担当者職名
- ⑤ 代表法人連絡担当者所属部署
- ⑥ 代表法人連絡担当者所属住所
- ⑦ 代表法人連絡担当者電話番号
- ⑧ 代表法人連絡担当者E-mailアドレス
- ⑨ 共同提案法人名 (複数の場合は、列記)
- ⑩ 初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- ⑪ 提出資料 (次の添付書類のアップロード) ※合計で100MB以下

■添付書類

- ① 様式1. 提案書
- ② 添付資料1. 利害関係の確認について
- ③ 添付資料2. 再委託理由及びその業務内容 ※該当の場合のみ
- ④ 添付資料3. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
- ⑤ 添付資料4. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス

- ⑥ 提案者に関する情報（複数で提案をする場合はすべての企業分）
- ・ 会社経歴書（NEDOと過去 1 年以内に契約がある場合を除く）（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書）
 - ・ 直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）
 - ※「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
 - ※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。
 - ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を添付してください。
調査委託契約標準契約書
<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
 - ・ 提案資料は、日本語で作成していただきますが、提案者が外国企業等であって提案資料を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものである場合は、参考としてその原文の写しを添付してください。

4-4. 提出にあたっての留意事項

- ① 提案資料は日本語で作成してください。
- ② 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ③ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ④ 入力・アップロード等の操作途中に提出期限を過ぎて操作が完了できなかった場合は、受け付けません。
- ⑤ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、受付期間終了直前は混雑により手続きに時間がかかる可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ⑥ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案資料又は不備がある提案資料は受理できません。
- ⑦ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑧ 本業務の一部を再委託する場合は、再委託の額の制限等、調査委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります（再委託の額は、NEDOと委託先との契約金額の 50%未満です）。

- ⑨ 委託先の選定に係る審査は、本公募要領「7-2. 審査基準」に基づき受理した提案資料を審査しますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

また、プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属機関名、予算額、実施期間及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提出資料等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び E-mail アドレス）を2024年12月20日（金）正午までにE-mail でフロンティア部 若手研究者支援ユニット（wakate-chosa@nedo.go.jp）までご連絡ください。

- 日時 : 2024年12月23日（月）10時00分～11時00分
- 開催方法 : オンライン(Teams)

なお、説明会資料はNEDOウェブサイトの後日、掲載しますのでご確認ください。

7. 委託先の選定

7-1. 審査

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。審査の過程において、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

7-2. 審査基準

① 採択審査の基準

- i. 目的・目標・実施内容が仕様書の内容と合致しているか
- ii. 提案する方式・方法に工夫があり優れているか
- iii. 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか
- iv. 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）
- v. 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切かつ実行可能性が高いものか
- vi. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているか
- vii. 総合評価

※なお、採択にあたり、以下の要素で加点を行います。

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。

② 契約・助成審査委員会の選考基準

- i. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること
- ii. 調査の方法、内容等が優れていること
- iii. 調査の経済性が優れていること
- iv. 関連分野の調査等に関する実績を有すること
- v. 当該調査を行う体制が整っていること
- vi. 経営基盤が確立していること
- vii. 当該調査等に必要な研究員等を有していること
- viii. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること

7-3. 委託先の公表及び通知

① 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、業務概要等）はNEDOのウェブサイト等で公開します。

不採択とした案件については、不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

② 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

③ 附帯条件

採択にあたって条件（提案した再委託を認めない、他の機関との共同実施とすること等）を付す場合があります。

7-4. スケジュール

2024年12月10日	: 公募開始
12月23日	: 公募説明会
2025年 1月17日	: 公募締切（12時アップロード完了）
2025年	
2月中旬（予定）	: 採択審査委員会（外部有識者による審査）
2月下旬（予定）	: 契約・助成審査委員会
3月上旬（予定）	: 委託先決定、公表
3月下旬（予定）	: 契約、業務開始

8. 留意事項

8-1. 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

8-2. 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

8-3. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエ

ール認定企業) の状況を記載していただきます。詳細は「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」(添付資料3) をご覧ください。

8-4. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス(添付資料4)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。)

8-5. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本業務の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本業務及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本業務において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本業務の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

8-6. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本業務の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本業務及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenky

u-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- ① 本業務において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本業務への参加が制限されることがあります。

なお、本業務の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

③ NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

8-7. RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります。本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

8-8. 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、「契約に係る情報の公表について」（参考資料2）のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

8-9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿

易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型[※]に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります[※]。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時まで、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>)
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jis_hukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

9. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先までE-mailでお願いします。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
フロンティア部 若手研究者支援ユニット
E-mail : wakate-chosa@nedo.go.jp

10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本業務に限りません。
<https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html>